

**一般財団法人新潟市海洋河川文化財団
第1回評議員会（第2期）議事録（抄本）**

1 開催日時

平成28年9月20日（火） 9時55分から10時40分まで

2 開催場所

新潟市水族館マリンピア日本海 2階団体休憩室（新潟市中央区西船見町 5932-445）

3 評議員現在数及び定足数

現在数5人、定足数4人

4 出席評議員数 4人

（出席） 青木上 評議員、酒泉佐織 評議員、高桑文夫 評議員、中野力 評議員
（欠席） 斎藤聖治 評議員

5 出席理事及び監事

（理事） 高橋道映 理事長（代表理事）、小黒和弘 専務理事（代表理事）
（監事） 佐藤昌弘 監事、山岸誠一 監事

6 その他出席者

（事務局） 加藤治彦 水族館長、長谷川一栄 文化政策課主幹、長谷川聰 主査

7 決議事項

議案第1号 第1期事業報告及び決算の承認について

議案第2号 公益法人への移行の承認について

議案第3号 定款の変更について

8 報告事項

職務執行状況の報告事項について

9 議事の経過の要領及びその結果

(1) 出席者の確認及び議長の選出

小黒専務理事が出席者の紹介を行い、配付議案の確認をした。その後、定款並びに評議員会運営規程に基づき青木評議員が互選により議長に選出され、青木議長が開会宣言を行った。

(2) 評議員の出席状況の確認及び議事録署名人の選出

青木議長が、評議員会運営規程に基づき理事へ出席状況の報告を求め、小黒専務理事より定款並びに評議員会運営規程に規定する評議員の過半数の出席を満たしており、本評議員会は有効に成立している旨の説明があった。

議事録署名人は定款並びに評議員会運営規程に基づき青木議長並びに議長の指名により高桑評議員及び中野評議員とし、議案の確認後、審議に移った。

(3) 議案第1号 第1期事業報告及び決算の承認について

青木議長が上記議案について、理事からの説明を提言した。これを受け、小黒専務理事が事業報告及び決算についての説明を行った。

事業報告は、事業概要・事業内容（公益移行認定申請事業、海洋河川文化の普及啓発事業、法人運営・次期指定管理者応募の準備・職員転籍準備などのその他事業）について説明がされ、決算については、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記、附属

明細書、財産目録)に基づき資産、負債、正味財産の説明がされた。

続いて、監事を代表して山岸監事から業務執行は適正に行われていたこと、財政状態及び会計決算については、財務諸表に適正に表示されていたと報告があった。

説明終了後、本議案に関して、次のとおり質疑応答があった。

- (酒泉評議員) 指定正味財産増減の部の受取寄付金一千万円とは何か?
- (小黒専務) 基本財産の一千万円であり、これは全て新潟市からの出資金である。
- (青木評議員) 公益法人の向けた、職員の転籍について職員の反応は?
- (小黒専務) 現状、開発公社は多岐にわたって事業を行っている中で、新潟市の方針として水族館事業を分離独立すると決定した。そのため、専門職員である飼育職員が水族館の飼育展示に携わるためには、転籍する必要性がある。その点を踏まえて、飼育職員には、新財団は新潟市100%出資による財団であるとともに、給与面、待遇面においても開発公社の内容をそのまま引き継ぎ、転籍職員に対して不利益をこうむらないよう移行すると説明を行った結果、納得する形で転籍の承諾を得た。

質疑応答を経て、審議の結果、本議案は、出席評議員の満場一致で原案どおり可決承認された。

(4) 議案第2号 公益法人への移行の承認について

青木議長が上記議案について、小黒専務理事からの説明を提言した。これを受け、小黒専務理事が一般法人から公益法人への移行することと、それに伴う主な相違点(要件、商号、事業、税制、監督、取消)・スケジュールの説明がされた。

説明終了後、本議案に関して、次のとおり質疑応答があった。

- (酒泉評議員) 税制の優遇について、収益事業は公益事業への繰入後の利益のみ課税について、もう少し詳しく説明をしてもらいたい。
- (小黒専務) 現状、水族館で行っている収益事業は、主にレストラン・売店・自動販売機である。一般法人では、収益事業の利益の全てが課税対象となるが、公益法人の場合は、利益の50%を繰り入れることができ、繰り入れた後に残った利益のみが課税対象となるため、その点において税制の優遇が受けられる。
- (青木評議員) スケジュールについて、11月に1回目の審議会に諮り、その後、予備として2・3回目とあるが、現状の見通しはどうであるか?1回目で認定を受けることは厳しいと聞いているが?
- (小黒専務) 1回目で認定を受けることは非常に厳しいと思われるが、既に県との打ち合わせをして、申請書の中身について修正を行っている。そのため、1回目の審議会で認定を受ける可能性もあると思われる。

質疑応答を経て、審議の結果、本議案は、出席評議員の満場一致で原案どおり可決承認された。

(5) 議案第3号 定款の変更について

青木議長が上記議案について、小黒専務理事からの説明を提言した。これを受け、小黒専務理事が公益法人への移行に伴う定款の変更について説明がされた。

また、軽微な修正があった場合は、代表理事に一任する旨の説明も併せてされた。

説明終了後、本議案に関して、次のとおり質疑応答があった。

(酒泉評議員) 役員等の報酬等について、別に規程を定めたのはなぜか？また、今後、報酬の金額を変更するのか？

(小黒専務) 役員等の報酬に関しては、別に定める必要があるため、先の7月12日の評議員会にて報酬規程を制定した。今回の定款変更では、それに関連する内容の修正を行う。また、報酬の金額に関しては、今後の社会情勢等を考慮して変更する可能性もある。

質疑応答を経て、審議の結果、本議案は、出席評議員の満場一致で原案どおり可決された。

(6) 職務執行状況の報告事項について

青木議長が上記報告事項について、小黒専務理事からの説明を提言した。これを受け、小黒専務理事が次の内容についての報告を行った。

- ・公益認定申請の進捗状況について
- ・次期指定管理者の応募・選定について
- ・職員転籍に伴う経過報告について
- ・月次監査（外部）の報告について

報告終了後、本報告事項に関して、次のとおり質疑応答があった。

(高桑評議員) 職員の転籍に関して、事務系職員7名のうち4名が転籍希望ということであるが、残りの3名は今後どうするのか？また、転籍希望者が4名であったことに関しては、当初からの予定通りの人数であったのか？

(小黒専務) 3名に関しては、来年度以降は開発公社からの出向として水族館へ勤務となる。また、転籍の人数であるが、当初は7名全員を出向という形を考えていたが、希望を募ったところ4名から転籍の希望があった。人数的には転籍4名、出向3名のほぼ半々となり、バランス的には良い人数だと考えている。

以上をもって、全ての議案の審議及び報告を終了したので、議長は10時40分に閉会を宣言した。

上記の議事の経過の要領及びその結果並びに報告事項が正確であることを証するため、議長及び出席した評議員2人は記名押印する。

平成28年9月20日

一般財団法人新潟市海洋河川文化財団

評議員会議長 青木 上

評議員 高桑文夫

評議員 中野力

議案第 1 号

一般財団法人新潟市海洋河川文化財団 第 1 期事業報告及び決算の承認について

一般財団法人新潟市海洋河川文化財団第 1 期事業報告及び決算について、定款第 9 条第 2 項の規定に基づき、評議員会の承認に付する。

なお、事業報告及び決算に関する書類は、別紙（事業報告）、別紙（財務諸表）及び別紙（監査報告書）のとおりである。

平成 28 年 9 月 20 日提案

一般財団法人新潟市海洋河川文化財団
代表理事 理事長 高橋 道映

議案第2号

一般財団法人新潟市海洋河川文化財団 公益法人への移行の承認について

一般法人から公益法人への移行について、評議員会の承認に付する。

なお、公益法人への移行に伴う主な相違点及びスケジュールについては、次のとおりである。

また、移行認定申請に必要な関係書類は、新潟県担当部署（法務文書課・文化振興課）の指導を受けながら作成を進めることとする。

～公益法人移行に伴う主な相違点・スケジュール～

1 相違点

	公益財団法人	一般財団法人（非営利型）
要件	<ul style="list-style-type: none">・法人法に適合し公益目的事業を主に行う・新潟県公益認定等審議会（以下「審議会」とする）の審査が必要	<ul style="list-style-type: none">・法人法に適合していれば登記のみ
商号	<ul style="list-style-type: none">・社会的信用力が高まる・他法人との差別化・公益性をアピールできる	<ul style="list-style-type: none">・公益性を連想させる商号は使用不可・法人格において、株式会社などと大差ない
事業	<ul style="list-style-type: none">・公益認定基準を遵守した事業を実施・事業変更、新規事業を行う場合、審査必要	<ul style="list-style-type: none">・特に制限なし
税制	<ul style="list-style-type: none">・公益目的事業は全て非課税・収益事業は公益目的事業へ繰入後の利益のみ課税	<ul style="list-style-type: none">・公益目的事業は全て非課税・収益事業は全て課税
監督	<ul style="list-style-type: none">・審議会と県による監督・認定基準を示す定期書類を毎年提出	<ul style="list-style-type: none">・税務署による税申告の監督
取消	<ul style="list-style-type: none">・認定要件を満たさず、勧告・命令に従わない場合・取消後、5年間は公益財団法人になれない	<ul style="list-style-type: none">・基本財産が300万円以下になると法人格を失う

2 スケジュール

28年	8月	・公益認定申請書の作成（県と隨時相談）
-----	----	---------------------

	9月	
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・公益認定申請書の内容説明（役員・評議員） ・公益認定申請書提出
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会（1回目）
	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・公益認定申請書再提出
29年	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会（2回目※予備）
	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・公益認定申請書再提出
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会（3回目※予備） ・3／17答申予定 ・3／24認定予定
	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・4／1登記予定 ・公益財団法人として移行スタート

平成28年9月20日提案

一般財団法人新潟市海洋河川文化財団
代表理事 理事長 高橋 道映

議案第3号

一般財団法人新潟市海洋河川文化財団 定款の変更について

公益法人へ移行に伴い、次のとおり定款を変更する。

なお、当定款は、公益法人へ変更登記した日から施行する。

また、軽微な修正があった場合、その修正は、代表理事に一任するものとする。

新	旧
(第1条～第2条 略) (目的) 第3条 この法人は、新潟市を中心とする海洋・河川文化（海、河川、潟湖、湧水他、水族等）の現況把握 <u>歴史的背景及び</u> 保護継承を通して、社会における海洋・河川文化の重要性・関係性を啓発し、もって新潟市の文化醸成に寄与するとともに、地域社会の持続的発展に寄与することを目的とする。 (第4条第1項本文 略) (1) 海洋・河川文化の普及啓発 <u>調査研究及び</u> 保護継承事業 (第4条第2号 略) (削除) <u>(3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</u> (第5条～第9条 略) <u>(公益目的取得財産残額の算定)</u> <u>第10条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。</u> (削除)	(第1条～第2条 略) (目的) 第3条 この法人は、新潟市を中心とする海洋・河川文化（海、河川、潟湖、湧水他、水族等）の現況把握 <u>歴史的背景・保護継承を通して、社会における海洋・河川文化の重要性・関係性を啓発し、もって新潟市の文化醸成に寄与するとともに、地域社会の持続的発展に寄与することを目的とする。</u> (第4条第1項本文 略) (1) 海洋・河川文化の普及啓発 <u>調査研究・保護継承事業</u> (第4条第2号 略) <u>(3) 前各号の事業に関する収益事業</u> <u>(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</u> (第5条～第9条 略) (新設) <u>(余剰金の不分配)</u> <u>第10条 この法人は、余剰金の分配を行うことができない。</u>

<p>(第11条～第12条第2号 略)</p> <p>3 評議員は、この法人の理事又は監事、<u>使用人</u>を兼ねことができない。</p>	<p>(第11条～第12条第2号 略)</p> <p>3 評議員は、この法人の理事又は監事を兼ねことができない。</p>
<p>(第13条第1項～第2項 略)</p> <p>3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなる<u>とき</u>は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。</p>	<p>(第13条第1項～第2項 略)</p> <p>3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなる<u>時は</u>は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。</p>
<p>(第14条 略)</p> <p>(構成)</p>	<p>(第14条 略)</p> <p>(構成)</p>
<p>第15条 評議員会は、<u>全て</u>の評議員をもって構成する。</p>	<p>第15条 評議員会は、<u>すべて</u>の評議員をもって構成する。</p>
<p>(第15条第2項～第19条第1項 略)</p> <p>2 <u>前項</u>の場合において、議長は、評議員会の決議に、評議員として議決に加わることはできない。</p>	<p>(第15条第2項～第19条第1項 略)</p> <p>2 <u>前項前段</u>の場合において、議長は、評議員会の決議に、評議員として議決に加わることはできない。</p>
<p>(第19条第3項 略)</p> <p>4 理事又は監事を選任する議案を決議する際では、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任すること<u>とする</u>。</p>	<p>(第19条第3項 略)</p> <p>4 理事又は監事を選任する議案を決議する際では、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する<u>ことができる</u>。</p>
<p>(第19条第5項 略)</p> <p>(報告の省略)</p>	<p>(第19条第5項 略)</p> <p>(報告の省略)</p>
<p>第20条 理事が評議員の全員に対して評議員に報告すべき事項を通知した場合に<u>おいて</u>、当該事項を評議員に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。</p>	<p>第20条 理事が評議員の全員に対して評議員に報告すべき事項を通知した場合に<u>は</u>、当該事項を評議員に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。</p>
<p>(第21条～第22条第2項 略)</p> <p>3 前項の理事長及び専務理事をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって<u>一般法人法</u>第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p>	<p>(第21条～第22条第2項 略)</p> <p>3 前項の理事長及び専務理事をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって<u>同法</u>第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p>

<p>(第22条第1項及び第2項 略)</p> <p>3 監事はこの法人の理事、評議員又は使用人を兼ねることができない。</p>	<p>(第22条第1項及び第2項 略)</p> <p>3 監事はこの法人の理事又は評議員、使用人を兼ねことができない。</p>
<p>(第23条第4項 略)</p> <p>5 他の同一の団体（公益法人をのぞく）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定めるものである理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。</p>	<p>(第23条第4項 略)</p> <p>5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定めるものである理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。</p>
<p>(第24条～第27条 略)</p> <p>(役員の報酬等)</p>	<p>(第24条～第27条 略)</p> <p>(役員の報酬等)</p>
<p>第28条 理事又は監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</p>	<p>第28条 理事又は監事に対して、職務遂行の対価として支給する報酬の額は、次のとおりとする。</p>
<p>(第28条第2項及び第3項 略)</p> <p>(役員の責任の免除又は限定)</p>	<p>(1) 常勤役員の報酬 年額 金 4,470,396 円 (2) 非常勤役員の報酬 日額 金 13,000 円</p> <p>(第28条第2項及び第3項 略)</p> <p>(役員の責任の免除)</p>
<p>(第29条 略)</p>	<p>(第29条 略)</p>
<p>(構成)</p>	<p>(構成)</p>
<p>第30条 理事会は、全ての理事をもって構成する。</p>	<p>第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p>
<p>(第31条～第36条第1項 略)</p>	<p>(第31条～第36条第1項 略)</p>
<p>2 出席した理事長、専務理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p>	<p>2 理事長、専務理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p>
<p>(第37条～第39条 略)</p> <p>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</p>	<p>(第37条～第39条 略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>	

<p>第<u>4</u><u>1</u>条 (略)</p> <p>第<u>4</u><u>2</u>条 (略)</p> <p>第<u>4</u><u>3</u>条 (略)</p> <p><u>第11章 補則</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(委任)</p> <p><u>第44条 この定款に定めるもののほか、この 法人の運営に関する必要な事項は、理事会の 決議により別に定める。</u></p> <p>(附則 略)</p>	<p>第<u>4</u><u>0</u>条 (略)</p> <p>第<u>4</u><u>1</u>条 (略)</p> <p>第<u>4</u><u>2</u>条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p>
---	--

平成28年9月20日提案

一般財団法人新潟市海洋河川文化財団
代表理事 理事長 高橋 道映

報告事項

職務執行状況報告書

この報告書は、代表理事の職務の執行状況に関する報告であり、報告事項については、下記のとおりです。

- 1 公益認定申請の進捗状況について
- 2 次期指定管理者の応募・選定について
- 3 職員転籍に伴う経過報告について
- 4 月次監査（外部）の報告について

平成28年9月20日報告

一般財団法人新潟市海洋河川文化財団
代表理事 理事長 高橋 道映